

「手話言語法（仮称）」の制定を求める件

手話は、音声ではなく、手や指、体などの動きや表情などで表現し、かつ独自の語彙や文法体系を持つ言語であり、聴覚障害者のコミュニケーションの手段として大切に受け継がれてきたものである。その一方で、長い間、ろう学校での教育においては、読唇と発声訓練を中心とする口話法が採用され、手話の使用については制約を受けてきた。

しかし、平成 18 年に国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択され、第 2 条で「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうと定義され、手話が言語として国際的に認知された。また国内では、平成 23 年に障害者基本法が改正され、第 3 条では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と規定し、手話が言語に含まれることが明記され、第 22 条では、国・地方公共団体に対し、障害者が情報を取得または利用し、他人と意思疎通を図ることができるよう、情報保障施策を講じることを義務付けている。

そして、本年 1 月に「障害者の権利に関する条約」の批准に至っていることも踏まえ、今後、手話が音声言語と同等な言語であることを広く国民に周知するとともに、聴覚に障害のある子どもが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使えらるとともに、手話を言語として普及、研究することができる環境を整備することが必要である。

よって、国会及び政府におかれては、上記の事項を盛り込んだ「手話言語法（仮称）」を制定するよう、強く求めるものである。

平成 26 年 10 月 8 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣 様

仙台市議会議長 西澤啓文